

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	秩父市

秩父市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林部 鳥獣対策課
所在地	秩父市熊木町8番15号
電話番号	0494-22-2496
FAX番号	0494-22-2603
メールアドレス	choju@city.chichibu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン アライグマ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ、 クマ、カワウ
計画期間	令和8年度 ~ 令和10年度
対象地域	秩父市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害額(千円)
ニホンザル	雑穀、果樹、野菜、いも類、その他	152	6,893
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類	180	3,993
イノシシ	稲、豆類、飼料作物、野菜、いも類	84	1,709
ハクビシン	果樹、野菜	8	932
アライグマ	果樹、野菜	8	212
タヌキ	いも類	1	19
アナグマ	家庭菜園での被害	—	—
カラス	果樹、飼料作物、野菜	18	176
ヒヨドリ	果樹	4	29
クマ	人家周辺への出没	—	—
カワウ	アユ等有用魚類、秩父ヤマメ等養殖魚	—	—

- 注 1 この他、上記被害額には含まれていない被害も発生している。
- 注 2 上記の被害面積・被害額には、林業被害は含まれていない。
- 注 3 クマによる農作物被害の確認はされていないが、人家周辺への出没は年々増加している。
- 注 4 カワウ被害については、生息状況、被害発生への推測等是可以するものの、その面積・額については、積算が困難である。

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

年間を通じて、市の中心部を除く市内全域でサルの群れが頻繁に出没し、約11群が農作物被害を発生させている。

特に、捕獲のみに頼っている地域では、頻繁に被害が発生しており、さらには、このような地域が起点となり行動域が拡大し、新たな地域での被害発生が急増している。

また、このような地域では、人里への依存度・人慣れも進み、生活環境被害も発生しており、今後、人的被害の発生も懸念されている。

その反面、一部の農家、地域ではあるが、サル追払い活動や電気柵の設置など、効果的な被害対策を実施し成果をあげている。

○ニホンジカ

年間を通じて、人里や荒川河川沿いなどで頻繁に出没が確認されており、農作物被害を発生させている。市内全域の森林においても、植林地のスギやヒノキなどの苗木や下層植生の食害など被害が拡大している。

さらに、道路上での自動車との接触事故も発生しており危惧している。

なお、荒川河川沿いでの農作物被害の発生は、数年前より懸念されていたが現実的な問題となってきており、同時に、中心市街地での目撃情報が年々増加している。

○イノシシ

一部地域において、年間を通じて農作物被害の発生、人里での出没が確認されていたが、ここ数年その頻度が増加している。

さらに、新たに出没が確認された地域も複数出てきたことから、今後、農作物被害の増加が懸念されている。

また、畦畔の掘起し、果樹の根元の掘起しなど間接的な被害に加え、庭先の植木の根元の掘起しなども頻繁に発生している地域もあり、人的被害の発生が懸念されている。

<p>○ハクビシン 年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、住居への侵入など、生活被害も発生させている。</p>
<p>○アライグマ 年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、住居への侵入など、生活被害も発生させている。</p>
<p>○タヌキ 年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、庭先や路地での溜め糞など、生活被害も発生させている。</p>
<p>○アナグマ 年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、住居への侵入など、生活被害も発生させている。</p>
<p>○カラス 年間を通じて市内全域で農作物被害を発生させているほか、畜産業被害、ゴミ荒らし、糞被害など、生活環境被害も発生させている。</p>
<p>○ヒヨドリ 主に果樹園での農作物被害を発生させており、年々増加傾向にある。</p>
<p>○クマ 市内山間部のスギやヒノキの人工林において、植林木に樹皮剥ぎの被害を発生させている。また、人里への出没が頻繁に確認されており、人的被害が懸念されている。</p>
<p>○カワウ 年間を通じて、荒川河川沿い、ダム周辺においてアユ等有用魚類、秩父ヤマメなど養殖魚の食害を発生させている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積(a)	被害額(千円)	被害面積(a)	被害額(千円)
ニホンザル	152	6,893	114	5,170
ニホンジカ	180	3,993	135	2,990

イノシシ	84	1,709	63	1,280
ハクビシン	8	932	6	700
アライグマ	8	212	6	160
タヌキ	1	19	0.7	14
アナグマ	—	—	—	—
カラス	18	176	14	130
ヒヨドリ	4	29	3	20
クマ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①有害鳥獣捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会に委託しているが会員数の減少や高齢化が進んでいる。状況を見定め、必要に応じて実施隊の設置など新たな捕獲体制の構築の検討を始める必要があると考えられる。 ・埋設地不足等により、大型捕獲個体の処理負担が増えている。
	②アライグマの捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を行い、年間捕獲数が増加傾向になるなど成果が上がっているが、各種被害の減少に繋がらず、更なる捕獲数増加に向けた取組みの推進が必要である。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>①電気柵等設置に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 4 年度実績：42 件 ・ R 5 年度実績：39 件 ・ R 6 年度実績：33 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にサル被害が発生している地域を中心に、低コスト電気柵「埼玉型電落くん2号」の設置を推進しており、被害減少が期待される場所であるが、設置後の維持管理が不十分な状況も見受けられ、人的な要因による被害発生が懸念されることから、現地にて正しく維持管理が実施できるよう、指導していく必要がある。 ・ 適切な防除対策を推進していくための人材育成が急務である。
	<p>②地域が主体となった鳥獣被害対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間の温度差があり、未だに捕獲のみに頼った被害対策しか実施していない地域も多数存在する。獣害に強い地域づくりの推進が急務である。
	<p>③GPS 発信機やテレメトリーを活用したサル被害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発信機の更新を計画的に実施する必要がある。 ・ GPS 発信機のデータやテレメトリーを活用しきれないため効果を最大限発揮できていない。これらの活用に関し、指導などができる人材の育成が急務である。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>①環境整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査の際や被害対策検討会時に、放任果樹の伐採等について指導等を行っているが、地域によって温度差がある。獣害に強い地域づくりの推進が急務である。

(5) 今後の取組方針

①地域が主体となった被害対策の実施

被害農家を中心とした地域住民が主体となり、徹底した追払い活動や緩衝帯の設置、放任果樹の伐採等を実施し、獣害に強い地域づくりの推進を行う。

②GPS 発信機のデータやテレメトリーシステムの効果的な活用

急激にサル被害発生地域が拡大していることから、GPS 発信機のデータやテレメトリーシステムを活用し、被害発生前に効果的な追払いなどを実施する。

また、発信機の更新について、専門機関である埼玉県農業技術研究センターと連携し、捕獲時に成獣・幼獣及び雌雄の確認を行ったうえで、適宜更新できるよう取組む必要があると考える。

③電気柵設置等防除対策の推進

低コスト電気柵などを活用した被害防除の取組を推進するとともに、技術指導及び財政的な支援等を行い、被害減少を図る。

また、広域柵設置などによる被害防除も視野に入れ、必要に応じて国庫事業を活用し被害減少を図る。

④被害防止を目的とした有害鳥獣捕獲の実施

従来実施している有害鳥獣捕獲はもとより、地域の被害発生状況を踏まえ、加害獣の捕獲強化に取り組む。

また、野生鳥獣の生息状況や人里への出没状況を踏まえ、ICT 技術などを活用し、より効果的な捕獲を実施し、被害防止を図る。

⑤ドローンを活用した有害鳥獣対策の研究

ドローンの活用に関し市担当部局と連携し、より効果の見込める有害鳥獣対策の実施について、その可能性の研究を行う。

⑥埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲等の実施

特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲・調査の実施をするるとともに、生息域等が同様なハクビシン等の有害鳥獣捕獲を積極的に実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来どおり猟友会と委託契約を締結し、地区ごとに各猟友会又は各支部単位で農作物被害等が発生した都度、適切な捕獲を実施する。

捕獲体制については、市が被害発生地区ごとに許可を受け、該当地区を担当する各猟友会又は各支部の会員が捕獲従事者となる。

また、アライグマの捕獲に関しては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき猟友会員を従事者とし、通年箱わなでの捕獲を実施する。

なお、農作物等被害減少を目的とした適切かつ効果的な捕獲が計画的に実施できるよう、委託先である猟友会と協議を重ね、体制整備に努めるものとする。

また、大型獣の捕獲にあたっては、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合があるため、ライフル銃所持使用許可者の確保に務める。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 8 年度 ～ 令和 10 年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ ク マ カワウ	<ul style="list-style-type: none">・ 新規狩猟免許取得者に対する支援・ 有害鳥獣捕獲従事者に対する支援・ ICT 技術を活用した捕獲の実施・ 捕獲技術の調査研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき案件ごとに適切な捕獲頭数を許可している。</p> <p>ニホンザルについては、市内に行動域を有する約11群の推定生息数約700頭の約15%を目安に、捕獲計画数の設定を行った。</p> <p>ただし、分裂など意図しない群れの攪乱を引き起こさないよう、威勢の良いオトナオスを中心に、被害減少を目的とした効果的な捕獲を計画的に実施する。</p> <p>ニホンジカについては、国が定める捕獲強化対策と、過去3年間の有害鳥獣捕獲実績の平均値を考慮し、捕獲計画数の設定を行った。</p> <p>イノシシについては、国が定める捕獲強化対策及び豚熱まん延防止のための捕獲強化方針と、過去3年間の有害鳥獣捕獲実績の平均値を考慮し、捕獲計画数の設定を行った。</p> <p>アライグマ捕獲については埼玉県アライグマ防除実施計画に基づいた全頭捕獲を実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	100	100	100
ニホンジカ	800	800	800
イノシシ	200	200	200
アライグマ	全頭	全頭	全頭

捕獲等の取組内容	
<p>ニホンザルは、ICT技術を活用した捕獲檻及び銃器を用いて、有害鳥獣捕獲許可に基づき、市街地を除く市全域で実施する。</p> <p>ニホンジカは、くくりわな及び銃器を用いて、有害鳥獣捕獲許可に基づき、市街地を除く市全域で実施する。</p> <p>イノシシは、くくりわな、捕獲檻及び銃器を用いて、有害鳥獣捕獲許可に基づき、市街地を除く市全域で実施する。</p> <p>アライグマは、捕獲檻を用いて、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、市全域で実施する。</p> <p>その他の有害鳥獣についても、くくりわな、捕獲檻及び銃器を用いて効果的な捕獲に努める。カワウについては、巣落とし等による対策も図る。</p>	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型の獣類について、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や、被害が発生し続ける場合には、長距離でも威力のあるライフル銃を使用し効率的な捕獲活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
秩父市	許可権限委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km	電気柵 2.0 km 防護柵 1.0 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	・適切な維持管理、サルの追払いに関する現地指導	・適切な維持管理、サルの追払いに関する現地指導	・適切な維持管理、サルの追払いに関する現地指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ ク マ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策研修会の開催 ・ 緩衝帯等の設置 ・ 放任果樹の管理及び除去 ・ GPS発信機やテレメトリーを活用した効果的な被害対策の実施

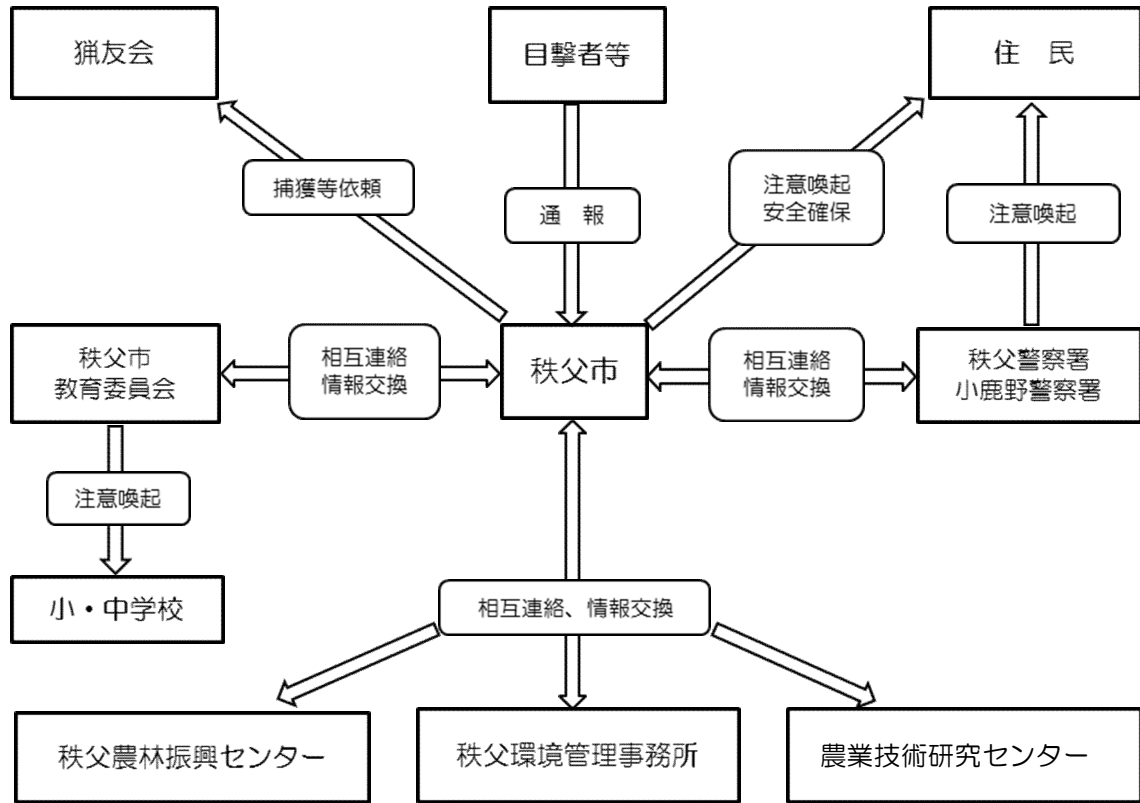
(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
秩 父 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等により住民へ注意喚起 ・ パトロール等により住民の安全確保 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換 ・ 各猟友会へ捕獲等の依頼
秩父市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父市と相互連絡 ・ 各小中学校へ注意喚起
秩父警察署 小鹿野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ注意喚起 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父市猟友会 奥秩父猟友会 西秩父猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等を実施 ・ 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父環境管理事務所 秩父農林振興センター 農業技術研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と相互連絡、情報交換

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の適切な処理・処分について、必要に応じて、指導等を行っていきたいと考える。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカ・イノシシに関し、市内民間企業（食肉等処理施設）の取組状況等を踏まえ、状況に応じて推進に向けた取組を検討していきたいと考える。
ペットフード	ニホンジカ・イノシシに関し、市内民間企業（食肉等処理施設）の取組状況等を踏まえ、状況に応じて推進に向けた取組を検討していきたいと考える。

皮革	ニホンジカ・イノシシに関し、地域の現状・課題等を考慮した上で、状況に応じて推進に向けた取組を検討していきたいと考える。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、 学術研究等)	地域の現状・課題等を考慮した上で、状況に応じて推進に向けた取組を検討していきたいと考える。

(2) 処理加工施設の取組

民間の処理加工施設と連携し、ジビエの推進や食品としての安全性の確保に務める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

埼玉県や農林水産省が実施する講習等の参加を猟友会へ促し、衛生管理等の知識習得を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

(1-1) 秩父地域鳥獣害対策協議会

協議会の名称	秩父地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	事業の推進、住民への意識高揚
秩父市農業委員会 横瀬町農業委員会 皆野町農業委員会 長瀬町農業委員会 小鹿野町農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
秩父観光農林業協会	事業の推進、住民への意識高揚

秩父広域森林組合	事業の推進、住民への意識高揚
秩父地区猟政連絡協議会	事業の推進
秩父漁業協同組合	事業の推進
林野庁埼玉森林管理事務所	事業の推進
埼玉県秩父地域振興センター	事業の推進
埼玉県秩父環境管理事務所	事業の推進、対策の助言・指導
埼玉県秩父保健所	ジビエの活用に関する助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策の助言・指導
秩父市猟友会 武甲猟友会 北秩父猟友会 西秩父猟友会 奥秩父猟友会	事業の推進
東京大学秩父演習林	事業の推進
埼玉県秩父農林振興センター	事務局

(1-2) 秩父市鳥獣害対策協議会

協議会の名称	秩父市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
秩父市町会長協議会	事業の推進、住民への意識高揚
影森地区農作物等有害鳥獣対策協議会	事業の推進、住民への意識高揚
秩父市農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚

秩父市担い手育成総合支援協議会	事業の推進、住民への意識高揚
秩父市猟友会 西秩父猟友会 奥秩父猟友会	事業の推進、住民への意識高揚
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策の助言・指導
埼玉県秩父農林振興センター	事業の推進、対策の助言・指導
秩父市	事業の推進、住民への意識高揚、事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

総合的な被害防止対策を推進すべく、猟友会との協議等、設置に向けた検討を行ってきたが、地域の現状・課題等を踏まえ、現時点では設置を予定していない。今後も、状況に応じて検討を行っていきたいと考える。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域別に、被害農家を中心とした地域住民が主体となった鳥獣被害対策が実施できるよう、研修会や検討会を開催し、獣害に強い地域づくりの推進をし、継続的な被害対策が実施出来る体制を整える。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防除対策に関し、効果的かつ効率的に実施できるよう埼玉県農業技術研究センター等専門機関と連携し、被害減少を図りたいと考える。

また、荒川河川沿いにおけるシカ対策、新たに被害が発生し始めた集落等における初期段階での具体的な被害対策が実施できるよう、現状を把握した上で関係機関と連携し、被害対策の推進を図りたいと考える。